

「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部改正（案）」の概要

1. 趣 旨

神戸市では、自転車等の放置の防止を促進するため、昭和 58 年度に「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則」を制定し、自転車等の放置の防止及び駐輪場の整備に関する業務を行っております。このたび、条例改正による放置自転車等への対応を強化するに伴い、規則の一部を改正します。

2. 内 容

◆概 要◆

- (1) 自転車等放置禁止区域外の放置自転車等への対策を強化します。
 - ・ 放置自転車を撤去するための放置継続期間を 7 日間から 3 日間へ短縮します。(第 4 条)
 - ・ 上記のほか、放置自転車等に注意札を取り付けられた日から起算して 30 日を経過し、かつ 30 日以内に 3 回以上注意札を取り付けたにも関わらず、社会通念上同一とみなされる場所で自転車が放置されているとき放置自転車等の撤去が可能になります。
(第 4 条に新しく追加)
- (2) 50cc を超え 125cc 以下の自動二輪車についての取り扱いを明確にするため、規則から削除し、条例に記載します。

3. 施行予定

令和 7 年 10 月 1 日